

石炭対策特別委員会議録 第十六号

昭和三十七年三月十五日(木曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本

理事齋藤

理事中川

理事多賀谷

理事内

理事渡辺

出席國務大臣

出席産業大臣

出席政府委員

通商産業事務官

(大臣官房長)

通商産業事務官

(石炭局長)

通商産業事務官

(通商産業監督官)

通商産業事務官

(石炭保安局長)

委員外の出席者

大蔵事務官

(理財局資金課長)

通商産業事務官

(大臣官房審議官)

通商産業事務官

(石炭局長)

通商産業事務官

(石炭保安局長)

中小企業金融公庫

副総裁

日本開発銀行

総務部次長

上野 茂君

三月十四日

産炭地域振興関係法等の整備に関する請願(蔵内修治君紹介)(第二四七六号)

産炭地域振興事業団法案に関する請

願(蔵内修治君紹介)(第二四七七号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号) 産炭地域振興事業団法案(内閣提出第七七号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案を議題として、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 産炭地域振興事業団法に關連して二、三質問をしたいと思ひます。それは石炭鉱業の合理化の計画が急速に進行をいたしますと、その地域の石炭関連の産業が急激に衰退をしてくるし、離職者が発生をして、今の状態では急速な広域職業紹介というものが必ずしも順当にいくとは考えられない。なぜならば広域職業紹介をやる速度よりか、合理化の速度の方が速いわけですから、従って急激な離職者の滞留というものが起こってきているわけですから、それから合理化の進行は、残炭を急激に取らなければいかぬということ、やがてこの山を合理化計画に乗せようとするれば、その鉱業権者は非常に乱掘をやるわけです。そういうところ

から最近非常な保安の大きな問題が起こってきているわけですが、その結果、地表には鉱害が急激に増加をしてくるわけですから、そうなりますと、自治体の財政というものが急速な窮乏化をたどってくる。破産を宣言した田川市、なんというものが週刊文春に出る、こういう形が出てくるわけでありまして、すなわち地方財政の急激な窮乏が起こってくるわけです。こういう状態に対して産炭地域の振興臨時措置法というものは、その地域の滞留する労働者に職を与える、雇用を与えるというために、産炭地域における鉱工業の急速な計画的な発展をはかり、同時に石炭需要の安定というものは、これはその地域でも石炭の需要を起こすだろうし、同時に産炭地以外でも需要を起こすことになると思うのですが、その場合には、今度できる事業団というものは、これらの合理化の進行の過程で起こってくる、今私の述べましたような石炭関連産業の衰退、離職者の滞留、鉱害の拡大、地方財政の窮乏という四つのものに具体的にこたえていけるものでなければならぬと思うわけです。

ところが今までの説明なり、法案の内容を読んでもみますと、単にその用地を作り、あるいは金を幾分貸すというくらいで、どうも積極的な意欲が法案に見られないわけですから、まあ法案を出して一応客観情勢を見ながら、その上で第二のステップを踏もう、とりあえず第一歩を踏んだ、こういう形であるいはお出しになっておられるかもしれぬ

けれども、こういう合理化進行の過程で出てくる四つのものに政府が事業団で対応するのは、あまりにも事業団が脆弱だと思ふのだけれども、事業団のはかに何か考えておられるのかどうか。これは大臣に質問した方がいのかもしませんけれども、大臣来ておられませんから、まず局長から先に御答弁願うておいて、それから大臣が来たらまたあとで大臣に重ねてお尋ねをするのですが、先に一つ局長にお願いしたい。

○今井(傳)政府委員 産炭地に現在起こっております大きな現象として、今滝井先生が四つおあげになりましたが、まさにこれはいずれも産炭地の重要問題だと思ひます。この産炭地振興問題を政府として取り上げましたのは、もちろんそういう点に重点を置いて行っているわけですが、たとえば自治体の問題とか財政の窮乏の問題とかいうことになりまして、これは産炭地振興法というワケ内だけではなかなか片付かない問題、あるいは自治省のいろいろな財政操作、そういう財政補助の操作とかいった問題も関係いたしますし、それから鉱害の問題等は、これは産炭地振興法とは直接関係を持つこともなかなか困難でございますし、やはり鉱害対策審議会で鉱害そのものをどうするかという方向で考えなければいかぬと思ひます。しかし産炭地振興法は、そういう問題も考えまして、できるだけ広くいろいろな問題を取り上げたいと思ひまして、振興法

では非常に前広いろいろな振興問題を考えて、これに関する振興計画を一つ作っていくというのを考えておるわけでございます。事業団の方は、この産炭地振興法で考えております問題は全部これが引き受けるということとはとてもできませんので、やはりそのうちの事業団が引き受けるのに適当な仕事、これを各府県自治体と協力して分担してやっていくということよりいたし方ないかと思ひます。御説の通り、事業団の今回の事業は、もちろんこれはワン・ステップでございますし、当初この程度から出発していくというところが現在の情勢ではあまりぎりぎりのところじゃないかというふうには考えておりますが、もちろんこれは逐次事業の範囲あるいは業務の範囲等につきましましては、産炭地振興の進捗に応じて、できるだけ一つ拡大していききたい、こう考えております。

○滝井委員 そうしますと、事業団の引き受ける適当な仕事というものを分担してやっていくということでございますが、やはり総合的な政策が必要になってくるわけですから、従って、たとえば筑豊で例をとってみますならば、約八十万の人口がそこに住んでおられるわけですが、これは北九州のヒンターランドとして、今北九州に石炭を供給し、あるいは関西に供給するという、重要な太平洋ベルト地帯の広い意味の背後地であるとともに、北九州自体の直接の背後地にもなっておりますわけですが、こ

てきているのだ。そうすると、そういう基本計画を夏までに聞いて作るというのではおそい。相手方が繰り上げてきたのだから、官庁の方もこれは計画を繰り上げる必要がありはしないか。この繰り上げというものをもし他の方が——他の方というのは産炭地域振興審議会の方ですが、ここでぐずぐずして出さないとするならば、この際政府の考えくらは、農地の方では二十億の措置を先におやりになる内閣だから政府としてはこのくらいのことはいやらないと思うが、さらに詳細は審議会の意見を待ちますというように先手を打ってやる必要がある、その大ざっぱなところぐらいは発表できないのか、こういうことなんですか。

○佐藤國務大臣 滝井さんのお尋ねは、じごくもつともだと思えますが、どうも審議会を作って、審議会の意見を徴さないで事前に意見を発表することは、あまり評判がよくございせん。ただいまの具体的な問題をどうするかとお尋ねになるのですが、この法律ができたら、幸いにして議決を得ましたら、できるだけ早目に審議会を開いて、そうしてこの審議会における各界権威者の意見を聞く、こういう処置をとることにいたしましょう。ただいま言われますように、夏になるだろうとか何とかいうことでは滝井さんのお気持ちにも合わないようでありまして、また私どもの気持ちにも合わないようには思いますので、できるだけ早目にそういう処置をとるといふことで一つ御了承いただきたいと思えます。

○滝井委員 実はこの法律のほかに、先に産炭地域振興臨時措置法が通っておるわけです。その臨時措置法で、基

本計画を定めなければならぬということもきまつていて、すでにそれはヒヤリングが進行中ですから、この基本計画というものができると、大体の大ワタができてくると思うのです。そうすると、その中で具体的にどれとどれとを産炭地域振興のための優先的な事業としてやっていくか、こういうことになると。そのやる事業の中で、今度は事業団とこれをどういう具合にかみ合わして位置づけするか、こういうことが具体的になつてくると思うのですよ。これらの道行きを、これは速急にやらないうと、もう筑豊炭田は撤退作戦をやるといふことは既成の事実で、しかもそれは、この法律が通る通らぬにかかわらず、現実に行進し、具体的にいろいろ問題が出てきておるところなんですから、ぜひ一つ速急に法案が通り次第やって、基本計画の大ワタをお作りになったならば、そのワタに基づく事業団の役割というものを一つ明白にしたいだきたいと思えます。

次に「石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域」と、上にこういう形容詞がついておるのです。「不況により特に疲弊の著しい産炭地域」というこの表現の問題ですが、この前の臨時措置法の方も、「疲弊の著しい石炭産出地域」となっていたが、今度は「特に」というのが二字ついたのですよ。こまかいことを言うようになると、これも、これは今井さんの理事会での答弁なんか聞いても、これは苦心の作だといふことで、僕もなかなか苦心が表われておると感心して、つき合はして読んでみたのですが、特にとしなければならぬところに、ある程度事業団の性格が浮き彫りされてきているわけ

です。これはどこへでも行ってやるといふわけにはいかない、特に著しいところにはやらず、こうなっておるわけですから、この特にといふことのついた苦心の作のものさしといふものは、どういふ範囲にこの事業団の運営が行なわれていくのですか。

○今井(傳)政府委員 ここで「特に」と書き加えたのは、そう特に意味があるわけではありせん。やはり、気持ちをしておるわけでありせん。これは府県なり自治体がいかにいろいろ振興事業をやるといふことが普通の筋道だと思ひますが、やはり政府が直接金を出して、こういう特別のものを作つて、いろいろな振興に必要な事業をやるといふ、そういう意味からいいますと、特に疲弊しておる地域に重点的にやるというところがやはりびつたりするわけでございせんから、そういう気持ちでここに書いてあるものでありまして、従つて、これでその地域を特に限定するといふふうには考えておりません。

○滝井委員 そうしますと、この事業団といふものは、石炭山が終わつてしまつて、そうしてもう特に著しい疲弊の起つたところにある事業団が仕事を保持していくよりか、その資金効率を考へるならば、もう二年の後はあの地区は確実に特に著しい疲弊の地域になるのだといふことを——今確実な見通しがつかますね。増強群とそれから維持群、新鉱群、スクラップになる非能率群、こう四つの群がありましてね。そうすると、大体非能率群の多い地域といふものは、特に疲弊の著しい地域になることは確実です。そういう地域に、これは病氣になつてから治療する

よりか、病氣になる前に予防的な措置を講ずることが、これまた名医なんですね。医者のことばかり言つて失礼ですけれども、そういうわかりやすい言葉で言わねとどうもわかりにくい。もう筑豊炭田といふものは、二年の後は特に疲弊の著しい地域になるということは、大体あなたの方はおわかりになつておる。だからわれわれがこの前、非能率炭鉱、維持群の中からそういう繰り上げてやるものを一つ出して下さいと言つたのは、そういう点があるわけですから。そういうところに事業団が前もって仕事を興す準備計画を着々とやつて、二年たつて炭鉱が閉鎖したら、直ちにその方に切りかわつていたというふうな移行形態、ちやうどにじが赤からだんだんとこう並んでいくように、その移行形態があるような工合に、知らず知らずのうちに移行していつておる、石炭山がつぶれたときには他の産炭がそこに動いていくという形態が一番いいのです。そういう形態が、この今度の法律ではとれますか。

これはどうも今度の法律ではとれないような感じがするのですが、とつてもらわねと意味がないと思ひます。特に著しい疲弊をしたところだけにやるといふのでなくて、もう一年か二年後には明らかにその地域は疲弊をするといふところにも事業団が動いて、前もって予防的に、知らず知らずのうちにそのいんしんした状態が保たれておる、炭鉱が終わつてもものとま、さつそくそこには炭鉱にかつて他の産炭がある、こういう形にすることが私は一番いいのだと思ひますが、そういうことはできますか。

○今井(傳)政府委員 これは法律の問題と実問題とに分かれておりまして、法律的に見ますと、もちろんそういうふうな場合にも、これはやつてはいかぬといふことにはなつておりませんが、ただ実際問題といたしますと、これは資金量とも関連いたしますので、最初は数少ない資金の中で、できるだけ有効に使つていくといふことになりまして、やはり疲弊が現に著しい地域といふところに重点を置くといふことにならざるを得ないかと思ひますが、できるだけ資金の量をふやして、今言われたような予防的な措置をも兼ね備へるようなところまで育成していきたい、こう考えておるわけでございます。

○滝井委員 そうすると、そういう予防的な——もうその運命が二年後には明らかだといふようなところにも、これはできると理解して差しつかえないですね。

○今井(傳)政府委員 差しつかえないません。

○滝井委員 そうしますと、今度の事業団法の産炭地域といふのは、従つて特にといふのがついたといふ意味ではなくて、大体非常に苦心の作ですから、その産炭地域といふものは非常に限局されたものになつてくる。どこと比較して限局されたものになつてくるかといふと、産炭地域は非常に範囲が広い。石炭産出が不況で疲弊の著しくなつた地域と、それから隣接地と、さらにその石炭産出の振興に關係のある地域と、いわば三段がまえになつております。中心部とその隣、それから関連のある比較的近いところだと思ひますが、こうなつておるわけです。こ

れを全部で産炭地域と、広かったわけ
です。ところで今度の法案は、そうい
う広いところまでこの解釈は適用して
いきますか、それとも中心部だけと限
ることになるのですか。

○今井(博)政府委員 特に中心部だけ
に限るというのを考えておりませ
ん。従って事業団が仕事をやる範囲の
広さというところからいいますと、産炭
地域振興法という産炭地域と一致する
わけでありまして、従ってそこまでは
やっています。従ってそこまでは
実際問題とすると、そこまではど
れもやるといふことになりまして、非
常に資金量も膨大になりますし、実
問題とするとやはり重点的に仕事を効
率的にやっていくということになりま
すれば、やはり中心部あるいはその
隣接地区というところから仕事を始め
ていくということが、実際として適切
ではないか、こう思っております。

○滝井委員 そうしますと、産炭地域
振興臨時措置法とこの事業団法の産炭
地域とは一応原則的には一致をする
しかし資金の重点的なつぎ込みとい
う点から考えると、やはり中心部が優先
をしていく、こういう考え方である、
それはわかりました。

次は、事業団が事業をおやりになる
場合に、自治体に委託をしますね。二
十条の業務の委託で「事業団は、通商
産業大臣の認可を受けて、石炭鉱業合
理化事業団その他通商産業省令で定め
る者に対し、その業務の一部を委託す
ることができる。」と書いてあるわけ
ですね。この場合にまず第一に、事業
団に事業を委託しますね、この事業団
に委託をする事業というのは、一体ど
ういうものを事業団に委託することに

なるのか。

それからもう一つ。通商産業省令で
定める産炭地域振興事業団がその業務
の一部を委託することができるとは、
石炭鉱業合理化事業団のほか、都道
府県その他の地方公共団体と工場立地
センター、こう三つになっておるわけ
です。従ってまず第一に、今考え得
る、石炭合理化事業団に、委託する業
務というものは一体どういうものがある
か、それから地方自治体すなわち都
道府県その他の地方公共団体に委託す
るもの、それから工場立地センターと
は一体何ものか、そうしてそれに委託
する業務とは一体どういうものか、こ
の三点について一つ御説明願いたい
と思います。

○今井(博)政府委員 合理化事業団に
委託する仕事といたしましては、この
産炭地域振興事業団が造成いたしました
土地の管理を委託したらどうか、こ
ういうふうな予定しておるわけでご
います。それから工場立地センターに
つきましては、これは事業団はいろい
ろな調査をやるわけでございますの
で、その調査業務をそういうものに委
託する、そういう考え方でございま
す。

○滝井委員 その工場立地センターと
いうものは、一体どういうものなん
ですか。その機構とか構成とかという
ものを……。ちょっと工場立地センター
というものがよくわからないのです
が、この法律にそれがないのですか
ら……。どういふ人格を持っておるの
ですか。

○今井(博)政府委員 これは財団法人
でございまして、通産省の企業局で実
際めんどろを見ている日本工業立地セ
ンターというのがございまして。これは
工業立地について相当専門的な調査を
やっておりますので、そういうものに
委託するというのが適当な場合はそ
こに委託するというところでございま
す。

○滝井委員 そうしますと、この産炭
地域振興事業団法の施行規則案の中に
出てくる「委託の相手方」の第一条の
工場立地センターというのは、こうい
うような団体なら委託をしてよろし
い、たとえば日本工業立地センターの
ごときものか、そういうことで、別
これは特定のものではないわけであ
るか。

○今井(博)政府委員 特定のものでご
ざいませぬ。たとえばそういうものを
考えております。

○滝井委員 次は、自治体に委託をす
るのが答弁がなかったのですが、都道
府県その他……。

○今井(博)政府委員 これは、自治体
にどういふことの業務を委託するか
という点については、いろいろあると思
います。一応今われわれの考えてお
りますのは、土地の造成等に關しまし
てやはり必要な調査を委託したらど
うか、あるいは土地を売り出した場合の
販売代金の徴収とか、あるいはいろい
ろな工作物の管理とかいうものを自治
体の仕事として委託する、そういう程
度でございまして。

○滝井委員 合理化事業団や工場立地
センターあるいは自治体等の業務とい
うのは、大した業務じゃないようでご
ざいますね。そうしますと、この事業
団の政府出資五億と、それから運用部
資金から出す五億の具体的な使用法、
それをちょっと御説明願いたい。こと

しはどういう方面に具体的に使うか。

○今井(博)政府委員 合計十億の中
で、ただいま考えておりますのは土地
の造成、これはいろいろな関連工作物
も含めまして土地の造成に約七億、正
確に申しますと六億八千九百万とい
うのを予定いたしております。それか
ら産炭地域の振興貸付金といたしまし
ては、二億五千万を予定いたしており
ます。その他が一般管理費とか初度の
設備でございまして。合計いたしまして
十億になるわけでございますが、これ
は一応予算の算出の根拠でございま
して、実際にはこれは事業団が成立した
この貸付金あるいは事業初年度資金の割
り振りの問題については、やはりもう
少し実際問題とにらみ合わせてやる。
この点については、実施計画としては
また別の数字になってくるかも知れま
せんが、一応これは予算の算出根拠で
ある、こういうふうな一つお考え願
いたいと思っております。

○滝井委員 そうしますと、土地の造
成六億八千九百万と、資金の貸付の二
億五千万、その他が六千九百万くら
いになりますか、管理費、初度設備等
が六千九百万くらい。私は今局長さん
が、これは全く予算要求のときの計
数だから、それを一つ了承してくれとい
うことをつけ加えたところに、一つ意
味があると思うのです。というのは、
さいげん私が冒頭に御指摘申し上げま
したように、まだ産炭地域振興の基本
計画がきまっていないうわけですね。基
本計画がきまらず、実施計画がきま
てないときに、六億八千九百万円で、
土地を造成するといったって、そんな
土地は、まさか運動場を作るわけじゃ

ないからね。何かやはりこの基本計画
ができてないと、それだけの土地が必
要だということにはなっていないと思
うのです。そこで私の言いたいのは、
こういう十億の予算がついて事業団が
できるということになれば、やはりど
うしてもそこに基本計画なり実施計画
がないと、つじつまが合わないことにな
ると思うのです。そういう点がどうも
あまりに机上プランになり過ぎていて
という感じがしないわけでもないのだ
が、とにかく約七億程度の土地の造成
をおやりになる。予算の基礎という
ならば、この七億の土地造成という
のは一体どういふところにお作りにな
るかというおおよそのものが、予算の要
求のときにあるわけですか。

○今井(博)政府委員 予算は七カ所要
求いたしました。これは総額で削ら
れて参っておりますので、そのうちか
らやはり重点的に選択をしなければなら
ぬというふうな考えております。特
にある程度具体的に、ここは企業誘致
も相当可能である、早急に可能であ
る、あるいはいろいろな関連施設等に
つきまして、相当これは県自体の計
画も進んでおるといふところ
を、具体的にこの七カ所のうちからさ
らにしばって選択する、こういうつも
りでございます。

○滝井委員 ちょっとその七カ所を言
えますか。

○今井(博)政府委員 これは各府県と
の関係もいろいろございまして、具
体的な地点についてはごかんべん願
いたいと思っております。

○滝井委員 そうしますと、七カ所あ
るその中から選択しなければならぬそ

うですから、これ以上は聞きますま

二億五千万円の資金の貸付というの

は、一体どういう方面をお考えになっ

おてるのですか。

○今井(傳)政府委員 これは、金額が
少ない関係もございすが、やはり大
企業は御遠慮願いたいと思つておりま
す。それと、やはり振興計画で必要な
事業というものの範囲に限る。それから
貸し付ける場合には、離職者を極力
吸収するというような見地から、一定
の離職者及びその子弟というものの雇
用を一つの条件にしていく、こういう
考え方でやるわけでありま。

○滝井委員 では、まだ具体的に事業
がはつきりしておらぬようでありま
が、この事業団のお金は炭鉱に貸しま
すか。

○今井(傳)政府委員 炭鉱も、先ほど
申しました産炭地振興に必要な事業を
営む、しかもそれが離職者の吸収に非
常に効果的である、こういう場合に
は、一種の産業転換でございしますの
で、これはもちろんその対象としてい
くわけでありま。

○滝井委員 そうしますと、その炭鉱
が自分の炭鉱の離職者のために別に産
業をやるといふ場合にはお貸しにな
る、こういうことですか。こういう場
合はこの産炭地の振興に入るのかどう
かということですが、これは鉱工業等
の急速かつ計画的な発展、こうなつて
おるわけですか。鉱工業と書いてあるの
で、金へんの方の鉱も入つておるわけ
ですね。炭鉱は鉱業になるわけですか。
そうしますと、合理化事業団が持つて
いる鉱区と隣接した鉱区を持つてい
る、そして、合理化事業団の持つて

いる鉱区の中に、相当深部にいいもの
がある、自分の持つていいる鉱区からこ
れをとれば非常にいいんだというよう
な場合もあり得ると思つたのです。そ
の場合に、五百人首を切らなければな
らぬのだけれども、事業団の鉱区をも
らつてその深部開発さえできれば、五
百人の首を切らなくてもいいんだとい
うことになれば、そういう意味では、
これは炭業の振興になるわけですね。
こういう場合に、炭鉱は対象になるの
かどうかということですか。

○今井(傳)政府委員 これは鉱工業と
いうことからは、概念としては入
るわけではございすが、実際の運用と
しては、そういうものはやはり別途の
資金ソースから考えるということであ
る。炭業の対象とは考えないつもりでござ
います。

○滝井委員 そうしますと、石炭山
は、産炭地振興の中に入らぬとい
うことではないですか、そういう考え
で……。

○今井(傳)政府委員 そうお考え願
いたいと思ひます。

○滝井委員 産炭地を振興するとい
うのは、私はまず第一に石炭山の振興だ
と思つたのです。それは近代化資金なり
その他を貸しましよということだと
思ふのだが、しかしそれは一定のワ
クがある。そうすると、一番早いのは他
の鉱工業を持つてくるよりか、その石
炭山を振興した方が一番早いことにな
ると思ふのですが、どうもそこらあ
たり問題があると思ふのです。とい
うのは、この前議論をしたことにまた
返るのですが、炭鉱で七万人首を切つ
た、ところが実際は、四万人は首を
切つた炭鉱労働者をまた雇つておる、

こういう実態がある。その雇つた人に
は奨励金はくれません、こういうこと
なんです。しかし炭鉱は振興しなけ
ればならぬのだという、どうも矛盾
を感じがするのです。なぜ炭
工業と書いてあるのに炭鉱だけをどけ
るか、それじゃ、炭鉱を除く、こう書か
なければいかぬ。炭鉱炭田で一村早い
のは、炭鉱をやるといふことが一番早
い。なぜならば、炭鉱労働者は今言つ
たように、七万人首を切られても四万
人はまた炭鉱に入る。そうするとその
政策に、この前から言つていけるけれ
ども何か矛盾があると思ひます。そこ
で今度社会党が出してある案は、この首
を切るというのを労働大臣に許しを
受けても、それは確実な配置転換その
他ができない限りは許してはいかぬ、
しかしその許してはいかぬ間は、その
炭鉱に決算で赤字が出たら貸金を補給
してやりなさい、こうなつておるの
です。これは、それでもいい。よそに連
れていってその雇つた人に奨励金を四
分の一、三万円までは上げます、こう
いうことになるのですから、よそで上
げるものならばその現地で金をや
つた方がいい。同じなんですからね、使
う金は。ところが何か炭鉱だけは一切
の政策は例外だと言ひながら、産炭地
は振興すると言つておるのだから、何
か根本的に一つ歯車が狂つておるは
ぬかと思ふのです。

○今井(傳)政府委員 これは根本の考
え方が産炭地振興といふ場合に、やは
り大きく言へば一つの産業転換とい
う考え方があるわけではございまして、
炭地で山がつぶれていく、あるいは縮
小していく、そういう場合にできるだ
けそれにわかる鉱工業を急速に誘致し

たい、そういう考え方が一つの基本を
なしておるわけではございまして。そう
いふ考え方からいいますと、石炭炭業
を振興するといふ問題はむしろこの事
業団の本来の目的にすべきでないの
じゃないか。法律的にはもちろん炭工
業の中に石炭は入りますけれども、先
ほど申しました基本的な考え方から、
むしろ石炭炭業そのものを振興する
といふ場合は、これは御承知のように、
近代化資金なり開発銀行の資金なり、
あるいは中小公庫の資金なり、そう
いった別途の金融のルートがあるわけ
でございまして、それについては政
府も相当の力を入れているわけでは
ございまして、それはそれで、その本筋で
むしろ振興していく、産炭地振興事業
団の融資の対象として、やはり
それ以外の、それにかわる鉱工業の育
成というものを力を入れていくとい
うことが一番妥当なんじゃないか、こ
う思つておるわけでありまして、歯
車が狂つておるというふうには考
えておりませ

○滝井委員 産炭地を振興するとい
う一番早い方法は、石炭炭業を振興する
ことが一番早いと思ふのです。そう
いふ。石炭炭業を振興することが一
番早い。ただ石炭を掘るのに幾分経費
がよけいかかるというところのために、
今やめておるわけではございまして。
ところが、石炭を掘るために幾分経費がよ
けいにかかるという分、そのよけいにか
かる経費をどうしておるかという、
国が税金を出して、今度はその労働
者を東京とか大阪で雇つた者には雇用
奨励金を出しておるのですから、その
出しておる奨励金をそこへつぎ込ん
だつて同じこと。振興するために

そこにつぎ込んだつて同じです。どこ
で雇用させようと同じでしょう。住宅
があるのだから、その分だけ得するわ
けです。企業というものは、そういう
ものだと思ふんですよ。たとえば今厚
生年金の問題が起つていますが、企
業は厚生年金をかけるよりか、内部留
保で企業年金をやつた方が得だとい
うことをいつておるわけではござい
まして、企業にしてみれば、とにかく
金を出さぬように考えれば、いいの
ですから、そして労働者も生活が安定
したらいいということになれば、何も
よその大阪まで持つていかなくても、
ふるさとの炭田において金をや
つて振興したい。それが一番いい。
それが私は第一だと思ふ。ところが
が、そこに政府が金を入れない、顧
みて他を言つておることに問題があ
る。能率が悪いからというけれども、
能率が悪くたつて、その金をこへつ
ぎ込んでおれば、能率の悪い炭田だ
つて石炭が出る。ただ赤字になるから困
るという。ところが、企業から見れば
赤字かもしれないけれども、国の経理か
ら見れば、今度はよそに出ていく人
に金をつぎ込んでおるのだから、その金
を現地につぎ込めば、住宅も要らぬ
し、移住資金も要らぬし、国の経理か
らいつてもいふんもうかるというこ
とになる可能性があると思ふんです。
ところが産炭地の振興といふながら
も、石炭の山についてはそんな金は一
文も出しませんぞ、近代化資金だけだ
というところが私は問題だと思ふん
です。だから、今度社会党の出してい
る案というものは、簡単にいうと、その
矛盾をついたわけ。よそできちん
とした、食えるだけのものをするなら

○今井(傳)政府委員 産炭地を振興するとい
う一番早い方法は、石炭炭業を振興する
ことが一番早いと思ふのです。そう
いふ。石炭炭業を振興することが一
番早い。ただ石炭を掘るのに幾分経費
がよけいかかるというところのために、
今やめておるわけではございまして。
ところが、石炭を掘るために幾分経費がよ
けいにかかるという分、そのよけいにか
かる経費をどうしておるかという、
国が税金を出して、今度はその労働
者を東京とか大阪で雇つた者には雇用
奨励金を出しておるのですから、その
出しておる奨励金をそこへつぎ込ん
だつて同じこと。振興するために

○今井(傳)政府委員 産炭地を振興するとい
う一番早い方法は、石炭炭業を振興する
ことが一番早いと思ふのです。そう
いふ。石炭炭業を振興することが一
番早い。ただ石炭を掘るのに幾分経費
がよけいかかるというところのために、
今やめておるわけではございまして。
ところが、石炭を掘るために幾分経費がよ
けいにかかるという分、そのよけいにか
かる経費をどうしておるかという、
国が税金を出して、今度はその労働
者を東京とか大阪で雇つた者には雇用
奨励金を出しておるのですから、その
出しておる奨励金をそこへつぎ込ん
だつて同じこと。振興するために

いいけれども、そうでないならば、首を切つてはいけませんよ。その金をこつちにつぎ込みなさい。これはあなたの方の機嫌の狂つてゐるところを直したものだと思ふんですよ。盲点をついてゐるのだと思ふんです。しかし、一年だけれども、行ったやつは、悪かつたら次から次に帰つてくるのだから、帰つてくればまた軌道に乗るのです。今、行ったのがまた帰つてきてゐるのですよ。みんな、悪くて、約束が違ふといふて帰つてきてゐる。この前も私はパイプ・ハウスのことを言いましたけれども、その企業に行つてみたら、賃金が違ふ。ところが、これを出ようとすると、パイプ・ハウスはその事業主の所有といふか、権利になつてゐるから、お前がおれの企業をやめるのなら、君は出ていきたまえ、こう言われる。そうすると、泣く泣く、いわば体のいい奴隷労働に従事しなければならぬことになる。出ていけと言われる。住居がなくなる。まさか歎呼の聲で送られたわけではないが、みんなと別れをして神奈川県にやつてきた。ところが前の条件とは違ふので、隣にりつぱな企業ができたから、私はそこに行きます。そこの方が賃金を高くくれるからと言ふと、じゃ君、パイプ・ハウスを出なさい。そうすると住居権を奪われるから、泣く泣くそこに勤めざるを得ないという手紙がきてゐるというこ

とを私はこの前話したのですが、そういう形になつてゐるのです。だからこれは田川なら田川から来ておつても、今度は田川に帰らないで、飯塚に帰つてしまふ。飯塚に帰つてどこに入るかという、この前佐藤さんが見てくれて、わしが見たら直さなければ恥だといふ、あいてゐる住宅に入つてしまふ。こういう形になるわけですか。だからあの住宅を見てもらふなさい。入れかわり立ちかわり入つてゐる。いつも満員です。かつて炭鉱に関係なかつた人が入つてきて、今度は炭鉱に従事する。あるいは一般失対に出ていくという形になつて、だんだん滞留してゐるのです。中小の山の何でも、保安を嚴重にして、きちんとした形でやるという形になれば、やはり石炭は出てゐる。何とかかんとか、出ないよというものが出てくるでしよう。私はそういうものを奨励するわけじゃないけれども、産炭地の石炭山を第一に置かずに、顧みて他を言つてゐるところに問題があるんじゃないか。そこが政府の石炭政策が軌道に乗らぬ一つの原因にもなつてゐるという感じが私はするのです。筑豊炭田で、来年でやめるといふものを今年に繰り上げたでしよう、繰り上げたものを、来年まで計画通りやりなさい、こう言へば、これは赤字が出るから企業としては大へんだ。だから、その分だけは補給をしてやるから来年までやれ、こういう話はできると思ふのです。これは一つの積極的な振興ではないけれども、消極的な振興ですよ。たとえば大峰だとか三井の六鉱といふものは、政府がその分の肩を入れてやる、そうするとそれは来年までいくわけですか。それは何十億という赤字が出るのではないのです。その千八なり千五百人なりの労働者を東京や大阪に持つていこうとしても、簡単にはできない。これをやるためには、莫大な企業の負担と政府の負担が要る。その分をその山につき込んでやれば、住宅も水道もみんなあるの

ですから、賃金だけ考へてやればよい。こういう政策を政府が考へなければならぬ段階にきてゐると思ふ。しかも遅々として産炭地事業団も進まないし、そのほかのも進まないといふならば、産炭地振興事業団がおできになるときに、あるいは合理化事業団がいろいろな政策をやるときに、そういう政策をもう一回考へになる時期が私はきたと思ふのです。政府の政策が右から左にきつちつといつておればいいのですよ。たとえば田川で、大峰なり峰地で、千人以上の失業者が出れば、そんなものを受け入れる職業訓練所はないですから、滞留せざるを得ない。失業保険で六カ月食つてゐる間に、労働意欲がだんだん減退をしていく。そして失業の期間が長ければ長いほど、次に就職したときの賃金は、前の賃金よりはずつと低いところにみないといふ。失業期間が短ければ短いほど、前の賃金に近い賃金で雇はれてゐる。こういうように、日本の低賃金の構造を再生産する形を作つてゐる。石炭山の振興といふことが、ただ近代化、合理化といふことで、ビルド・アップといふ面だけで強調せられて、スクラップになる面について、何かこれをもうちょっと手を入れて伸ばしてみたら、石炭山で何とかいふだらうかという検討が、私は足りないような感じがするのですが、その点に對して……

○佐藤國務大臣 これは、基本的な問題の考へ方の相違だと思ふ。言葉の上から申せば、産炭地振興といへば、産炭地で一番手つとり早い仕事は炭を掘ることだ、だから、石炭産業をえ振興しておれば産炭地振興だ。それはその通りになる。しかし産炭地の振興がどうしてできないのか。いわゆる合理化なり、あるいは近代化なり、それらのものをつぎ込んで、そして経済性のあるような山にするのが実は私どもの考へ方です。ところが、産炭地で炭が掘れなくなる。いわゆる経済性がなくなる。経済性がないならば、一体それをどうするか。そうすると、やはり事業を変えていかなければならぬといふじゃないか、こういうことが私どもの考へ方です。

今の滝井さんのお話を聞けば、産炭地に経済性がないと言つてゐるけれども、現に国庫では金を出してゐるじゃないか。労働者が他に移転する場合においては、ちゃんとパイプ・ハウスを造るとか、あるいは再就職についての資金的なものを出してゐるじゃないか。それを新しいものに出さないで、山で使うならば、ちゃんとそこにくぎづけといふか、労働者もとめることができるし、事業の経営もできるじゃないか、そうすれば、本来の産炭地振興はできるじゃないか、こういう御議論のように思ふますが、ただいま指摘いたしましたように、前者と後者では基本的に考へ方が相違してゐる。いわゆる経済性のないものに對して、国が補助してやるのが適當なのかどうなのか。あるいは補助金政策、別な表現をすれば竹馬政策を炭の場合にとることが望ましいのかどうかという、実はその一点にかかつてゐるのではないかと思ふ。私もはたいたいのところ、そういう石炭について、合理化資金ももちろん補助のうちでございすけれども、そういう意味において

の将来性のある補助ならばこれをいたしますけれども、ただいま表現された消極的意味の補助、これは本来の経済から見まして望ましい姿ではない、かように実は考へますがゆゑに、そういうような処置はとれない。この相違が出てゐるのだと思ふ。この点は、これは両党の主張の相違かと思ふますが、ただ時間的な問題で、この急激な処置がとれるのかとれないのかという問題があるかと思ふ。ただいまいろいろ合理化を進めていく、近代化を進めていく、その機械的な施設ではない、あるいはこれが一つの組織あるいは経営形態の問題だ、こういうようなことも指摘されてゐると思ふ。これは組合側で絶対に賛成されないかもしれない、私も望ましい姿とは思ひませんが、今の、国の積極的な補助がないという場合に、経営自身が今度は経営の姿を変えていく、そしてその事業を継続していくといふことを一面経営者が行なつてゐる。これが今議論の点になり、ぶつかつてゐるわけでありす。これに反對することは、一体どういふことなのか。私も、いわゆる第二会社ができることに賛成ではございません。ただ、これはやむを得ない経済上の状態としてそれが出てゐるんだ、かように実は理解しておる。だからこそ、これは経営者だけの一方的な処置では解決しない問題だ、その土地における労使双方の話し合ひで、初めてその道が開かれてゐるというのが現状だと思ふ。これはいいことではございませんし、いろいろ弊害もございすから、私も極力そういうことを避けて参りたいと思ひますけれども、ただいま申し上げま

すように、急激な変動ということなしに、やはり時期的にこれを遷延さすという方向を見ますと、労使双方の歩み寄りがそういう意味において行なわれておる、かように私は理解しておる次第であります。

あるならば、半年ぐらいのものを計画通り先におやりになるという、こういう政策をおやりになったらどうか、これは一つの産炭地振興じゃないかという意味です。私は何も変な保安の悪い山まで金をつぎ込んでやれという意味じゃない。たとえば典型的には、大手で来年の三月にやめるといふようなものを、全面的に撤退作戦で繰り上げてきていることは御存じの通りです。そういうところにはわが党の出しているようなあの案の考え方というものを織り込んでいっても、これはそれが消極的な意味であるにせよ、産炭地の振興であることは間違いない。産炭地はそれでとにかくやめたときよりも、残されただけ依然として、股盛ではないけれども、今の姿が保てる、これは消極的な意味の振興だと思ふんです。積極的な意味の振興もある、消極的な意味の振興もある。その六カ月の間に何か肩がわりのものでできていく、こういうことでない問題にならぬのじゃないか。それは資本主義の社会ですから、その冷酷な資本の目的が資本自体によつて貫徹されていくということもよく知っております。知っているけれども、そこにはやはり政治があるわけなんだから、その政治というものは日本全体から考えたら、石炭産業というものは——もうほんとうは石油をどんどん入れた方が、松永安左衛門さんじゃないけれども、これがいいのだ、石炭なんか政府が言うのもおかしいという論も一方にある。しかしあえて政府がその論をとらずして、何とかかんとか無利子の金でも出していこうというの、竹馬経済をただ大きな観点でやっているだけです。それを私は小さ

〇滝井委員 経済性の問題を議論すれば、日本の石炭鉱業のほとんど七割ぐらひは、私はもう石油との太刀打ちができない状態だと思ふんです。経済性でいえば、日本の石炭山というものは七割、八割はつぶさなければならぬということになる。現状維持なんというものはほとんどだめなんです、経済性の問題からいえば。だから電力会社も補給金をトン当たり五百円やった方がいいんだという、萩原さんもそれをもろう方がよいという。補給金、竹馬、経済でやろうとするならば、これは全部合理性がないわけですから、そういう合理性がないことはある程度わかっておる。しかし、これは中川君等も言うように、やはり国内の重要な地下資源である。いざ鎌倉というときには、これを石油に切りかえておいたら、日本産業自体がアップアップ言わなければならぬのだからという点もあるわけですから、そういう大所高所に立てば、政治というものは、今起こった問題を今直ちに解決できないとすれば、これをいかにうまく摩擦なく先に延ばしていくかという政治をやるのが優秀な政治家だということを、だれかわれわれに教えてくれたことがあるのですが、その意味で何も行きたくないという東京、大阪に無理やりに、何かパイプ・ハウスというようなものを作つて行かせるよりは、そのお金があるならば、あるいは出ていった先に賃金を払うものが

あるならば、半年ぐらいのものを計画通り先におやりになるという、こういう政策をおやりになったらどうか、これは一つの産炭地振興じゃないかという意味です。私は何も変な保安の悪い山まで金をつぎ込んでやれという意味じゃない。たとえば典型的には、大手で来年の三月にやめるといふようなものを、全面的に撤退作戦で繰り上げてきていることは御存じの通りです。そういうところにはわが党の出しているようなあの案の考え方というものを織り込んでいっても、これはそれが消極的な意味であるにせよ、産炭地の振興であることは間違いない。産炭地はそれでとにかくやめたときよりも、残されただけ依然として、股盛ではないけれども、今の姿が保てる、これは消極的な意味の振興だと思ふんです。積極的な意味の振興もある、消極的な意味の振興もある。その六カ月の間に何か肩がわりのものでできていく、こういうことでない問題にならぬのじゃないか。それは資本主義の社会ですから、その冷酷な資本の目的が資本自体によつて貫徹されていくということもよく知っております。知っているけれども、そこにはやはり政治があるわけなんだから、その政治というものは日本全体から考えたら、石炭産業というものは——もうほんとうは石油をどんどん入れた方が、松永安左衛門さんじゃないけれども、これがいいのだ、石炭なんか政府が言うのもおかしいという論も一方にある。しかしあえて政府がその論をとらずして、何とかかんとか無利子の金でも出していこうというの、竹馬経済をただ大きな観点でやっているだけです。それを私は小さ

〇佐藤内閣大臣 今私が申し述べました経済性、また経済性という言葉から滝井さんがさらに敷衍されて非常に厳格な意味の経済性を主張されておりますが、私どもはいわゆる経済学者でございませぬ。だから経済性というものを申ししましても、通俗の意味にお考えを願えばいいわけでありませぬ。そういう意味の経済性のある産業を育成していくというものが、実は私どもの考え方でありませぬ。だから問題は、やはり滝井さんとそう私根本的に違つておると思ひませぬ。ただその具体的な問題として提示されたような処置まで私どもが踏み切れるかという、私はそれは少し本筋が違ひはしないか、こういうことを実は申し上げておるわけでありませぬ。どうかさように御了承いただきます。

〇滝井委員 根本的な点では、政府のとつてある政策もやはり石炭の保護政策です。保護するということとは、その産業が自由競争ではなかなかに立ち行かぬということですから、だから一種の竹馬原さんたちから補給金でという意見も出てくる。経営者自体から出てくるから、経営者が手を上げた証拠です。そうしますと、この問題に私にこだわつてもしょうがないが、これはまたわが党の案も出ておりますから、もう一べん論議するとして、次にもう一

つ、産炭地の振興をやる場合に、産炭地域というものを、たとえば筑豊炭田なら筑豊炭田全体として考えてこの振興をはかろうという場合には八十万の人口のあるこの筑豊の中小の都市を再編成するということになるわけですから、そのためにはもう石炭山の振興というものは入らぬのだから、従つて他のもので振興しなければならぬ、そうすると、今商工委員会に新産業都市建設促進法案というものがかかつておるわけですが、一体この筑豊炭田をこの新産業都市の建設というところで、たとえば福岡県の議会が議決をし、それからその地域の市町村の議会が議決をして、そして、そういうものを作ろう、そういうものにしよう、こうなつた場合の、この産炭地域の事業団なり産炭地域の振興臨時措置法との関係ですね、この両者がかみ合うことができるのかどうかという事です。産炭地域の指定も受けている、それから同時に新産業都市の建設の地域指定も受ける、こういうかみ合わせができるかどうか。

〇今井徳政府委員 可能でございます。

〇滝井委員 うそなりませぬと、その場合に、産炭地振興事業団でできるのは用地と工造物、それから資金の貸付ですね、そのくらいしかできない。ところがこの産炭都市の建設の方では、これは基本計画の中には用地から住宅から、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の整備促進に努めなければならぬ云々という書いてあるわけですね。こういうことについては地方債もつくれるし、資金の確保もしていただけることになるわけですが、こういう

新産業都市建設促進法案の工業用水とか道路とかいろいろなもの、住宅とかも出てくるのですが、こういうものを今度事業団はやれぬことになるわけですから、事業団は用地を作るだけ、あるいは工造物を作るだけ、こうなりませぬと、重なるといつてはおるけれども、実際にそこにやる主体というものは、国及び地方団体もやりますけれども、やはり事業団がこういうことをやれないと、何かおかしくなる。事業団の仕事というものは、地方公共団体に委託もできる、こういう関係があるわけでしょう。そうすると、事業団のやる仕事の範囲があまりにも狭いために、実際には振興の役割を事業団は果たせないということになるわけですから、重なるけれども、国なり地方公共団体というものは——筑豊地帯も貧しくてなかなかうまくいかぬ。起債の配慮をしてくれるとか、資金の確保をしてくれるとかいふたつて、こんなものに書いておる資金の確保や起債というものは、この前の臨時措置法に書いてある起債の確保でも、これは書いてもらつておけば、幾分かおれたちの方も考慮がしつていくというのが、安井自治大臣のこの前私の質問に対する答弁だった。これは書いてもらつておけば、特別な配慮をするという書いてあるから、何ほかわれわれはやりいんだということでは、もう荒唐に類した地域の振興というものはできないというところになるわけですね。やはり産炭地域の中核で働かんとする事業団の事業というものは、あまり範囲が狭いと話にならぬことになる。そうすると、ここに書いてあるような住宅、工業用水道、道路、鉄道——鉄道は引込線ですと

〇滝井委員 うそなりませぬと、その場合に、産炭地振興事業団でできるのは用地と工造物、それから資金の貸付ですね、そのくらいしかできない。ところがこの産炭都市の建設の方では、これは基本計画の中には用地から住宅から、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の整備促進に努めなければならぬ云々という書いてあるわけですね。こういうことについては地方債もつくれるし、資金の確保もしていただけることになるわけですが、こういう

新産業都市建設促進法案の工業用水とか道路とかいろいろなもの、住宅とかも出てくるのですが、こういうものを今度事業団はやれぬことになるわけですから、事業団は用地を作るだけ、あるいは工造物を作るだけ、こうなりませぬと、重なるといつてはおるけれども、実際にそこにやる主体というものは、国及び地方団体もやりますけれども、やはり事業団がこういうことをやれないと、何かおかしくなる。事業団の仕事というものは、地方公共団体に委託もできる、こういう関係があるわけでしょう。そうすると、事業団のやる仕事の範囲があまりにも狭いために、実際には振興の役割を事業団は果たせないということになるわけですから、重なるけれども、国なり地方公共団体というものは——筑豊地帯も貧しくてなかなかうまくいかぬ。起債の配慮をしてくれるとか、資金の確保をしてくれるとかいふたつて、こんなものに書いておる資金の確保や起債というものは、この前の臨時措置法に書いてある起債の確保でも、これは書いてもらつておけば、幾分かおれたちの方も考慮がしつていくというのが、安井自治大臣のこの前私の質問に対する答弁だった。これは書いてもらつておけば、特別な配慮をするという書いてあるから、何ほかわれわれはやりいんだということでは、もう荒唐に類した地域の振興というものはできないというところになるわけですね。やはり産炭地域の中核で働かんとする事業団の事業というものは、あまり範囲が狭いと話にならぬことになる。そうすると、ここに書いてあるような住宅、工業用水道、道路、鉄道——鉄道は引込線ですと

新産業都市建設促進法案の工業用水とか道路とかいろいろなもの、住宅とかも出てくるのですが、こういうものを今度事業団はやれぬことになるわけですから、事業団は用地を作るだけ、あるいは工造物を作るだけ、こうなりませぬと、重なるといつてはおるけれども、実際にそこにやる主体というものは、国及び地方団体もやりますけれども、やはり事業団がこういうことをやれないと、何かおかしくなる。事業団の仕事というものは、地方公共団体に委託もできる、こういう関係があるわけでしょう。そうすると、事業団のやる仕事の範囲があまりにも狭いために、実際には振興の役割を事業団は果たせないということになるわけですから、重なるけれども、国なり地方公共団体というものは——筑豊地帯も貧しくてなかなかうまくいかぬ。起債の配慮をしてくれるとか、資金の確保をしてくれるとかいふたつて、こんなものに書いておる資金の確保や起債というものは、この前の臨時措置法に書いてある起債の確保でも、これは書いてもらつておけば、幾分かおれたちの方も考慮がしつていくというのが、安井自治大臣のこの前私の質問に対する答弁だった。これは書いてもらつておけば、特別な配慮をするという書いてあるから、何ほかわれわれはやりいんだということでは、もう荒唐に類した地域の振興というものはできないというところになるわけですね。やはり産炭地域の中核で働かんとする事業団の事業というものは、あまり範囲が狭いと話にならぬことになる。そうすると、ここに書いてあるような住宅、工業用水道、道路、鉄道——鉄道は引込線ですと

新産業都市建設促進法案の工業用水とか道路とかいろいろなもの、住宅とかも出てくるのですが、こういうものを今度事業団はやれぬことになるわけですから、事業団は用地を作るだけ、あるいは工造物を作るだけ、こうなりませぬと、重なるといつてはおるけれども、実際にそこにやる主体というものは、国及び地方団体もやりますけれども、やはり事業団がこういうことをやれないと、何かおかしくなる。事業団の仕事というものは、地方公共団体に委託もできる、こういう関係があるわけでしょう。そうすると、事業団のやる仕事の範囲があまりにも狭いために、実際には振興の役割を事業団は果たせないということになるわけですから、重なるけれども、国なり地方公共団体というものは——筑豊地帯も貧しくてなかなかうまくいかぬ。起債の配慮をしてくれるとか、資金の確保をしてくれるとかいふたつて、こんなものに書いておる資金の確保や起債というものは、この前の臨時措置法に書いてある起債の確保でも、これは書いてもらつておけば、幾分かおれたちの方も考慮がしつていくというのが、安井自治大臣のこの前私の質問に対する答弁だった。これは書いてもらつておけば、特別な配慮をするという書いてあるから、何ほかわれわれはやりいんだということでは、もう荒唐に類した地域の振興というものはできないというところになるわけですね。やはり産炭地域の中核で働かんとする事業団の事業というものは、あまり範囲が狭いと話にならぬことになる。そうすると、ここに書いてあるような住宅、工業用水道、道路、鉄道——鉄道は引込線ですと

しやるから、これは引込線でいいと思
うのです。それから港灣は、あの辺は
刈田や戸畑、若松あたりと思ひます
が、港灣等の輸送施設、水道、下水道
というようなものでこれがやはり仕
事をやるといふことではないと、問題
じゃないでしょうか。

○今井(傳)政府委員 産炭地振興法並
びに新産業都市建設促進法、それぞれ
資金の確保であるとか、地方債につ
いての配慮とか、いろいろ規定がござ
います。これはやはり私は相当効果があ
ると思ひます。実際問題としても、自
治省におきましても、あるいは建設省
におかれても、実際に、できるだけ産
炭地振興という方向に沿って協力する
という意向を伺っておりますから、こ
れは急速にどうということにはならぬ
かもしれませんが、私はこれは相当効
果がある規定だと思っております。や
はり第一段として、産炭地振興
というのとは点と線だけでつかまえる考
え方ではなくて、ある程度幅広く地域
をつかまえていかなければならぬとい
う問題になりますので、事業団が何
らかまえてやるというふうな考え方が
は、やはりこれは各方面、各省が力を
合わせて、実施計画に基づいて、それ
ぞれもちはもち屋で、できるだけその
方向に向かって協力する、事業団はそ
の中で、やはりそれではなかなか実現
しにくいというのを重点的に逐次
拾っていくというものでいった方が
、これは一種の総力戦でございませ
う、その方がほんとうは効果が上がる
と私は考えております、事業団の業
務の範囲としましてはまことに貧弱だ
というおしかりの言葉もございま
す、これは各方面の協力を得る意味に

おきまして、ひとまずこれでスタート
いたしまして、その上で逐次予算をふ
やすなり、仕事の範囲をふやすなり、
そういうことと、その辺は多少時間
がかかるかもしれませんが、その方が
むしろ有終の美をなすのじゃないかと
いうふうに私は考えております。

○滝井委員 そうしますと、合理化計
画が確実に進行していく。すでにあ
なた方は六百二十万トンの新方式、あ
なた方は六百二十万トン買ひ上げるとい
うことは六百二十万トン買ひ上げるとい
うことがはつきりしてきていくわけ
ですね。その六百二十万トンの買ひ上
げ、それから保安が四十五万トンで
か、これは毎年どの程度になるか知り
ませんけれども、二十万か三十万くら
いずつずつといくでしょう。そうす
ると三十九年までぐらには、筑豊炭田
なり佐賀、長崎炭田を中心にして相当
の合理化が進行していく。それに見合
って費微をしていくのですから、一方
においては新しい産業を振興しなけれ
ばならぬ、そうすると、現在十億で充
足しているわけですが、この十億の資
金というものは、合理化のテンポに合
わして一体三十九年までにどの程度増
加をしていくことになりませうか。

○今井(傳)政府委員 その点は全体の
そういう計画を立てておりませうの
で、これは極力ふやしていくというふ
うにお考え願ひたいと思ひます。
○滝井委員 大臣、だからこうい
うところ、合理化というのにはやはり問題
があるのです。この前は石炭鉱業の
合理化計画というのには炭価は幾ら、そ
れから一人当たりの出炭量は幾らなん
だという、こういう石炭に関するこ
とをこまかく尋ねたけれども、じゃ一体
その労働者はどうなるんだという人
間の計画がない。同時に今度は、今言
ったように六百二十万トン、三十九年
までには買ひ上げますと言ったとすれ
ば、その買ひ上げたあとにはボタ山と
レンコン掘りしか残らぬことは確実で
すから、ボタ山とレンコン掘りしか残
らぬ地域に、六百二十万トンの買ひ上
げに並行しながら、どういう工合に資
金をつぎ込んで産炭地振興が――振興
というより、現状維持といった方がい
いと思うのですが、現状維持をするか
というところは、同時に今度は、事業団
の資金面でもこう、人の面でもこうと
並行していかなければならぬ、そうい
うところが抜けてしまつておるのだ
よ。これはやはり通産省で資金計画
を、三十九年までに六百二十万トン買
ひ上げる、しかし、こちらの資金はこ
うなりますよ、三十九年度までは百
億の金は必ずいけますよ、こうならな
いと企業だって、資本主義ですから、
あの筑豊炭田なり佐賀炭田、長崎炭田
に行つて、一体政府はどの程度の金を
くれるか、この見通しもつかぬと、企
業というものはなかなか腰を上げな
い。しかし、これがあそこに行けば二
百億の金がこれから五十年なら五十年
の間に出るんだ、そうすると福岡県に
は大体八十億くらい出るだろう、そう
するとその中からこれくらいの金が借
りられるとなれば、一つ来年はおれは
あそこです仕事をやってみよう、こうい
う、企業としては資本主義で営利主義
なんですから、もうけようとするにつ
いては金を借りなければならぬという
計画が出てくると思うのです。ところ
が全然政府が手のうちを示さぬで、産
炭地振興、振興と言つても、これは話

にならぬと思うのですが、その点もう
少し具体的に……
○佐藤國務大臣 この筑豊なら筑豊に
限つて考えてみると、滝井さん御承知
のように、北九州五都市、これはなか
なか工業の盛んなところでございま
す。また最近、福岡を中心にしての
工業もなかなか見るべきものがある。
新しい工場等もできております。そ
うしてその間に位置する筑豊、私は事業
家ではございませぬから、ここに問題
があるわけではございませぬが、もしこ
れに目を付ければ、あの土地で利用価値
が十分あるだろうと思ひます。そうい
う点が、いわゆる権威者の審議会の議
を経て具体的なものを考えたいとい
うことにもなるわけでありませう。か
つては小さいながらもあるいは工作所が
あったり、坑木ですか、あるいは直方
自身が在来からも炭鉱相手の機械工
作、中小のものでございませぬが、そ
ういったものがあつたりする。これは一
部石炭自身が下降するとはいひなが
ら、やはり動力源としての石炭はある
程度は今後も出てくる。過去のよう
な殷盛は望めないが、また北九州の素
材も使える、こういうことを考えませ
う、この地域必ずしもそう悲観したも
のじゃないと思ひます。そういう地域
でございませぬから、各界の権威の方
からいい名案を授けていただく、その場
合にこの事業団自身の貸付の資金ワ
クが小さい、こういうことでございま
す。これは財政投融資の関係でござ
いますから、金額をふやすことは必ず
しも困難ではないのであります。いろ
いろもの考え方があると思ひます。こ
が、ただスタートしておるのは十億
じゃないか、予算的な措置等から見

と、十億が二十億になるのは三年もか
かるだろうというふうな決算をしてい
たら、新しい事業など起こりつござ
いませぬ。だから、審議会でみな納得
のできるような、そして無理のから
ない計画、これはおそらく立ち得るの
じゃないか、かように私は思ひます。
また、ただいまの地方産業都市振興と
いうようなものと結びつけて考えた
きに、おそらく筑豊だけじゃございま
せん、福岡、北九州全般に、工業用水
が非常に不足しておりますが、積極
にまず水から解決していくというよう
なこととも取り組まれるでしょう
から、そうすると、土地は容易に得られ
る地域だ、かように考えますので、必
要な事業が起るということになれ
ば、それに対応する必要な資金を、政
府はもちろん確保するだけの決意、こ
れは御披露して差しつかえないところ
であります。今回十億でスタートす
るから非常に限られるだろう、こう考
えないで、審議会ではもっと活発に計
画を立てていただく、こういうよう
に、そして積極的に事業を起すよう
に私どももいたしたいものと、かよう
に考えております。

○滝井委員 積極的の一つやつてもら
わぬと、どうにもならぬのです。しか
らば、この事業団は、民間の会社と合
弁事業というか、そういうものをやる
ことができませんか。
○今井(傳)政府委員 直接自分でそ
ういふ企業をやることは考えておりま
せん。
○滝井委員 そうすると、民間の会社
と一緒に会社を起すことはできませ
うか。
○今井(傳)政府委員 それは、一種の

投資という御質問かと思いますが、一応これは融資に限定いたしておきます。従って、投資は考えておりません。

○審判委員 次は、少し金融の問題をお尋ねすることになります。この産炭地振興事業団ができるまでは、実際にこの法律が通っても、すぐにはなかなか動きがとれない。業務方針その他いろいろ各省との打ち合わせもございまして、今井さんは夏ごろだと言われましたけれども、大臣はできるだけ早く、法案が通れば直ちにというような御発言がありました。やはりこの事業団が実質的に動くには、資金の貸付や用地の造成等にかかるのは、夏から秋になると見なければいかぬと思うのです。現在、いろいろ仕事をやりたい、貸付を要望しておる企業が、相当産炭地にはあるわけですね。と申しますのは、炭鉱がやめまると、広い用地がばかるといってくるわけですね。それから、炭住もあくわけですね。従って、労働力はあるわけですから、何か仕事をやりたいというものが、特に中小企業を中心として起こってくることになるのです。その場合に、中小企業金融公庫なり開発銀行がある程度金を貸してやらねと、事業団ができるまで待つてくれということになれば、企業にも計画がありますから、もう産炭地域ではやるまい、もっと便利のいい安い土地が、山陽線なり東海道線の沿線に見つかったということ、逃げてしまっておそれもある。従って、やはり政府がこういう産炭地域の振興をお出しになったならば、開発銀行なり中小企業金融公庫というものは、この事業団が動き出す以前において、積極的に

協力をしてもらう必要があると思うのですが、そういうものに対する中小企業金融公庫なり開発銀行の考え方は一体どうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

十五億の金額を、政府からの追加借入れの中にそれを含めて仕事を始めたわけでございます。その貸付は、最近までの統計によりますと、意外に仕事も進みまして、ただいまのところ石炭事業の緊急融資が約十三億ほどに上っております。政府から寄託された十億目標を三億ほどオーバーして、その分は自己資金の方からまかなった、こういうような状況でございます。今後とも合理化資金あるいは企業安定のための貸付については、積極的な気持で努力して参りたいと思っております。

かりした計画を立てて願いたい、そういう計画に基づいて私の方も進んでお貸ししよう、努力いたしましょう、こうお答えしておったのでございます。ただいまお話しのように、法律の発足あるいは審議会等のことを待たずして、適切な起業の計画がございまして、私の方はただいま申し上げたような気持で融資を進めて参りたい、かように考えております。

のです。それから開発銀行の方も、これに進出する企業というのは、これは大企業は少ないと思うのです。もう大企業は撤退作戦をやっておるわけですから、やはり中小企業だ。だから、通産省のさいげんの御説明のように、この産炭地域振興事業団の対象も主として中小企業になってくるわけですね。この事業団が具体的に貸付を開始、発足するまでは、開発銀行なり中小企業金融公庫でやっていたかなければならぬが、その場合に、両者とも六分五厘でやってくれるのかどうかということ。これを九分とか何とかということになります。もう一つ、立地条件が必ずしも有利でないわけですから、資金コストを安くしないと来ない。用地も、地方公共団体なり事業団が作って提供しよう、こういうときに、金融機関だけが、金利は他より高くとのだということでは、話にならないと思うのです。そこで六分五厘で石炭山に貸しておったと同じように、石炭山にかわってそれができるのですから、その通りの六分五厘でやっていくのかどうかということですね。

○中野説明員 中小公庫におきましては、発足以来、中小炭鉱の合理化を進めたい、こう思っています。本店におきましては常時石炭局と連絡を、また関係支店におきましては、所在の通産局と連絡を密にいたし、また業界団体などの御要望等も聞きまして、地下資源でございますし、ことに中小炭鉱になりますと、一般金融機関は、言葉は悪いのですが、うしろ向きになりやすい。われわれは、政府金融機関としてそれじゃいけないのであつて、前向きの考え方で進みたい、かように考えて貸付をやつて参つたのでございます。この際簡単にその数字を申し上げますと、この二月末の貸付残高におきまして、石炭鉱業に約二十二億五千万円ほどの貸付残高を見ております。しかも昭和三十三年の不況の際も、中小炭鉱の維持、振興について閣議決定等が行なわれまして、自來石炭鉱業につきましては、六分五厘の特別低利の貸付をいたしております。公庫の一般金利は年九分でございますので、二分五厘も金利を安くして貸し付けておる、こういうことでございます。また、昨年の下半期以来の金融引き締めによりまして、九州、北海道その他の中小炭鉱がかなりの不円滑を来たしまして、あたから将来性のある中小炭鉱も、当面のそういう資金不足のために経営が苦しくなる、こういうことで、これまた閣議決定の線に沿ひまして、昨年の暮れ中小公庫で十億、商工中金で五億、合計

御審議の産炭地の振興につきまして、実はけさほど福岡県庁の係官の来訪を受けまして、私三十分ほどいろいろお話を伺つたのでございます。県庁側の御要望は、こういう法律も御審議を願ひ、国全体として大きな政策を立てていけるので、新しい中小企業の導入、融資等については、先立つものは資金であるから、公庫も十分考慮を払つて貸してほしい、こういうお話でございます。いろいろお話を聞きまして、私の方は中小企業、特に製造工業等の合理化資金、設備資金に重点を置いて運営をいたしておりますので、お話の趣旨には積極的な気持で臨みたいと思つております。ただ、長い間石炭鉱業に従事しておる方が新しい産業に転換するといふような場合に、その企業の企画をどうするか、あるいは連営をどうするか、經理をどうするか、商品の売り先はどうするかというふうなことで、なかなかむずかしい問題もあると思つたので、私の方の福岡支店を中心と係方面と十分連絡をとりまして、しつ

○上野説明員 御指摘の点につきましては、現行の銀行におきましても内部的に検討いたしまして、産炭地域からの融資の申し出がありますものにつきましては、私どもは、現在取り扱っております地方開発融資額で、大体その地域は低開発地域に相当いたしますので、その資金個々の業種につき、通産当局と連絡の上、先行的に融資をはかりたいと考えております。

それから石炭一般融資につきましては、合理化資金といたしまして、昨年、ことし大体八十億のワケをもって融資いたしております。なお産炭地域における振興事業といたしまして、火力の西日本火力、常磐共同火力につきましてはすでに融資をいたしております。以上でございます。

○中野説明員 産炭地域の従来中小炭鉱のものが他の業種に転換した、あるいは他の地方から産炭地に工場立地を求めて石炭鉱業以外の事業をやるといふような場合には、ただいまの定められております業務方法書によりまして、やはり九分の貸付に相当なと思つております。しかしながら、この金利の問題につきましては、おそらく今回の法律に基づく審議会等、あるいは政府方面においていろいろ御検討に相なるものと存じますので、ただいまのところ、私の方は六分五分に下げるとい

ことはきめておりませんが、政府御当局その他の御検討に待つ、こういうことに相ならうかと存じます。

○上野説明委員 金利の点につきましては、開発銀行といたしまして、現在地方開発として預かっております金利が八分七厘でございますので、一応今のところは八分七厘で取り扱っております。ただいま中小企業金融公庫の副総裁も仰せの通り、その点六分五厘にするかどうかの点につきましては、各方面の御審議によりまして今後検討していきたく思っております。

○滝井委員 これは今後ではいかぬことになるわけですが、というのは、私の今質問したい点は、事業団が発足するまで待てないという、もう企業はほとんどやりたいという申し出をしてきているわけですから、そうするとそれを政府の方針がきまらないうちになつてしまふと、事業団と同じことになつてしまふ。そこで先に事業団のことを尋ねますが、この事業団が貸し付ける金利は幾らになるのですか。金利は要らぬのですか。

○今井(博)政府委員 六分五厘でございます。

○滝井委員 そうしますと、今度は、これは佐藤大臣にお願いしなければならぬことになるのですが、これは政府の方針がきまらなければ、中小企業金融公庫の中野副総裁さんも、日本開発銀行の上野総務部長さんも、片や九分、片や八分七厘でやらなければならぬということになるわけですが、現在すでに内職がからんだものが十六で、四千人の申し出が福岡県にある。それから、非常に急ぐというものが、七百人くらい雇用を持つものが八つあ

る。レナウンというのは繊維が何か作る工場です。それからモリヤ綿業というようなものがある。もう一つはタキイ、私と同じ名前だが、これは編物をやるところです。私と関係があるわけではないのですが、名前がたまたま同じです。こういうものがある。急ぐものが八つくらいある。そうすると、事業団が六分五厘でおやりになるとすれば、まずとりあえず開発銀行なり中小企業金融公庫なりで金を借りて発足する、そうして事業を軌道に乗せてからお宅の方へ借りかえてもいいと思うのです。ところがその場合に、向こうのものを利子を六分五厘にしておいてもらわないと、多々ますます弁するで、産炭地に優先的に事業を起そうとするのですから、これは無理をしてやってもならなければならぬ。事業団の方は六分五厘だけれども、他の方も、産炭地域に限って特例として、これは五年も十年もという必要はない。五年間ぐらいに思ふ。産炭地の振興法の五年ならば五年を限って、これを六分五厘にしますという特例をして、やはり先行さしてもらう必要があると思ふ。そうしないと、今のよう金融引き締めが激しくて、金を貸さないというふうなときに、筑豊炭田のような、うんと炭鉱がひつかったところに、今度新しく事業を起すというものに、優先的に貸すという市中銀行はとてもないですよ。そうするとやはり、あそこについて仕事をすれば六分五厘だということ、これが一つの魅力になつてくると思ふのです。これは一つ佐藤さんの政治力で、開発銀行と中小企業金融公庫に、ぜひひとし四月一日からやるといふ御説明をいただきたいと思

うのですがね。

○佐藤國務大臣 滝井さんのお尋ねは大へん巧妙ですが、なかなかむずかしいことなんです。御承知のように、各種、各地域においての開発資金というものをそれぞれみな用意しておりますけれども、その開発資金が、北海道、東北にいたしまして、あるいは奄美大島にいたしまして、金利としては特例はなかなかないのでございます。農林漁業関係の特別金利、これは産業の特殊性からきております。今回のこの事業団の金利は、特に安い。今御指摘になりますように、そういう地域に進出するのだから政府は優遇しろというお気持は非常によくわかります。大へん少ない資金ではありませんが、この事業団の資金をやはり抱き合わせをして融資することが望ましいことではないか。ただいまおあげになりましたように、進出したいという工場がもうすでにあるということ、そういうことを考えますと、産炭地振興は必ずしも夢ではない、私どもの力の入れ方一つだと思ひます。最近、一つは、昨年来の金融引き締めということ、これも短期間の金融界の変調ではございますが、そういうものも出ておりますから、そういう意味では幾分かお役に立つかと思ひます。金利そのものも一般金利から見れば必ずしも高い金利じゃないのでございまして、事業団の金利と抱き合わせといふと、資金を抱き合わせで進出がより容易になるように、ただいままでのところでは考えて参っております。しかし、なおこの金利の問題は重大な問題でございまして、全部の金利のあり方等についても検討しなければならぬときでありますし、

ことに産炭地振興と銘打つ、疲弊地方に産業を起きたいという非常に強い要望でもありますので、今までの建前を一切変えない、こういうわけでもございせんので、さらによく検討してみることにはいたしたいと思ひます。

○滝井委員 炭鉱に貸す金は、特例で六分五厘にしておるわけですよ。この事業団のやる地域というのは最初に言ったように、ある程度狭く考え得るわけですから、だから、特に疲弊の著しい地域だけに限つてもいいと思うのです。この地域を指定されて、そしてその指定された地域に、炭鉱にかつて事業を起すのですから、その分については六分五厘でいくんだ、こういう形にしてみたらどうかと思ひます。

それから、この事業団のお金を借りた人は、その借りたお金でやる事業というのは、土地の造成とか工作物とかに限らず、これは何をやってもいいわけでしょう。その資金の使途というのは、これはきちっとした何かひもがついておるのですか。こういうものにして貸付にならないという。この法文を讀んでみると「当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対し、その事業の用に供する設備の新設又は増設に必要な資金」と書いてあるのですが、別に何か資金には使用のワケというものがあつたのですか。

○今井(博)政府委員 これは別にございせん。いわゆる設備資金——運転資金は考えておりませんけれども、一応設備資金の概念の中に入るものはいと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、この金と抱き合わせということも、目的が産炭地域の振興という目的になつておればいいことになるのですが、そうならぬとやばい、これができるとは抱き合わせというわけにもいきませんから、現実にもうすでにやりたいのがたくさん出ておるのですから、そうすると、銀行から金を借りるといったって、なかなか金を貸してくる様相もないし、とすれば開発銀行なり中小企業金融公庫以外にない。だから、これはぜひ佐藤さんの方で直ちに大蔵大臣と御相談していただいて、そういうところの企業——これは不健全なものは困りますが、計画その他が健全で、発展の可能性ありというものについては、早急に貸し出しをやつていただく、そして御無理でしょうけれども、地域を限つてもいいですから、それは六分五厘にする、こういう形にしてみたいと思ひます。

実は、私はこういう考え方も一つ持つておるのです。というのは、国民年金なり厚生年金の積立金というのが、今莫大に上りつあるわけですから、そして炭鉱労働者は厚生年金を長く積み立ててきた、ところが今ほとんど算はできずすけれども、これはよそに行つてしまふ、国民年金にかわりましますから、すぐに厚生年金をもらつて、うことにもならぬし、できればこの事業団に厚生年金なり国民年金の積立金を入れてもらふわけですよ。これならば六分五厘で、年金福祉事業団や何かと同じように貸せるわけですから、こういう金を今度は福祉に、たとえば住宅や何かこの金で少しし産炭地域に建てて、起す事業には住宅を提供していくというふうな工合に、

資金コストの安いものをもちろむ方向を
やはりこの際考へてみる必要があるん
じやないかと思ふのです。そうしてい
ただかないと、十億くらい金で、二
億くらい貸すのだというのでは、これ
から先は、さいぜん佐藤大臣の言明
で、これは合理化の進行過程で相当こ
の金はとるといふような御答弁もあつ
たのですけれども、そういう努力をし
ていただくとともに、現実の問題とし
てはどうしてもやはり六分五厘を実現
していただきたいと思ふのです。期限
を限つてもいいのです。五年が長けれ
ば、三年ぐらいでもいいと思ふ。三年
ぐらいすれば、三十九年のいわゆる六
百二十万トンの目鼻もつきますから、
そういう期限を切り、地域を限つたも
のでもいいと思ふのです。何かそうい
う、事業団の資金コストを安くし、豊
富な資金量にすることともに、あわ
せて現実の問題としては、金融公庫な
り開発銀行の貸し出しを直ちにやり、
利子を六分五厘にすることも、期限を
限り、地域を限つてもいいですが、再
度御答弁をお願いしたいと思います。

○佐藤國務大臣 ただいまのように、
安い資金を確保しようという、また、
ことに滝井さんが最も専門にしておら
れる方からも、そこには資金があるとい
うお話でございます。ただいままで
のところ、なかなか総合的運用がいた
しなれております。しかし厚生省なり
あるいは労働省なりのそれぞれの所管
の資金運用、これに対して私も、
あえて当方へ資金を回してくれなくとも、
その方の貸し出し方法にも産炭地
振興についての特別な留意が払われれば、
それで目的は達するわけでござい

ます。そういう意味の構想、ただいま
御指摘になりました点、これは大へん
しあわせなことだと思ひます。いわゆ
る貸し出しの基本的な率の範囲でただ
いま言われますような方法がとれるか
どうか、よく一つ検討させていただきます
たいと思ひます。私もそういう意味で
関係大臣の協力を積極的に求める、こ
ういう態度でございますことをはつき
りさせておきたいと思ひます。

○多賀谷委員 関連。今の点ですが、
実は大臣、失業保険金が大体一億か
ら余つておる。失業保険というのは大
体短期ですね。失業保険の性格といふ
のは、長期のものでないのです。です
から本来は眠らせておく必要はないの
です。政府としては、労働省として
は、八十億本年度において資金源とし
て確保して、まず第一は職場の造成
すなわち失業地域における新しい工場
の誘致、第二には福利施設、第三に労働
者の住宅、こういうことを要求した
わけなんですけれども、肝心な職場の
造成には資金を使つてはならぬといふ
ことになつたわけですが、これは他のも
のと競合するといふ形において、です
から、需要地における労働者の住宅、
これはけつこう、福利施設もけつこう
ですが、問題は、職場がなく福利施設
だけ作るというわけにいかないのです。
ですからむしろ、失業保険の性格
というのは雇用の増大にあるのですか
ら、雇用の増大をされれば失業保険は
余つてもけつこうなんです。これは
厚生年金とかその他の長期給付の年金
と違つて、短期に給付される性格のも
のですから、これはやはり余つた場合
には、ことに失業と雇用といふのは隣
合わせなんですから雇用の増大をすれ

ば失業救済になる、こういう意味にお
いて、大もとの職場造成にぜひ使うよ
うに大臣から御努力をお願いしたい。本委
員会におきましても、実は先般かかり
ました炭鉱離職者臨時措置法の場合
に、かなり論議になつたわけですが、
でも、何さま労働大臣孤立で応援者が
あまりなかったと見えて、ついに成功
しなかつたわけですから、これは福利
施設の前の職場造成に使えるように御
努力願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 それぞれみんな非常
に積極的な御意見でございますから、
これは政府としてもよほど考えなけれ
ばならぬことだと思ひます。しかし
だいままでのところは、すでに御承知
のように、雇用促進事業団、これには
住宅あるいは厚生施設というようない
ものに、ただいま御指摘になりました資
金を回すことになつておるようござ
います。これは一通りつくと思ひます
が、さらにもこの事業資金といひます
か、こういうものが特別資金から出て
くれば、事業の設備資金は金額として
は小さくなるわけでございますから、
そういう意味では役立っておりますか
ますけれども、さらに積極性を持つて
その資金を使ふといふことでありま
す。まだなかなか事務局の話し合ひ
では、そこまでの結論を得ておらない
のであります。しかし皆さん方の御意
見等もございまして、これも円滑な運
用ができるようにすべきだと思ひます
ので、関係大臣相互に一つよく話し
合つてみたいと思ひます。

やはり総合的な立場というのが欠けて
いるような感じがするわけです。ぜひ
一つ、私はこの際、六百二十万トンの
石炭の山を買い上げて三十九年までに
つぶしていかなうとするならば、そ
のあとをやはり総合的な観点から振興
をしていくといふことで、資金につ
いても、あるいは計画についても、大所
高所から、佐藤さんが中心になつて関
係閣僚とも十分懇談をして、何か産炭
地振興の関係懇談会というやうなもの
でもお作りになつて、総合的にやつ
ていただかないかと思ふのです。
そしてその資金等もきちつと動員
をして、三十九年までに六百二十万ト
ンの山をつぶすのだが、そのあとには
こういう状態になるのだという青写真
ぐらひは、夏を待たずに、国会が終
るころまでには示せるぐらひに勉強し
ていただいて、審議会を督促しても
らわなければいかぬと思ふのです。そ
ういふことをお願いをして質問を終
ります。

○佐藤國務大臣 国会中その他で大へ
んおかれておりました、申しわけない
のでございますが、ぜひとも近いうち
に石炭関係関係懇談会を開きまして、
早急に決定すべき事項なり、あるいは
将来についての構想なりを相談するよ
うにしたいと思ひます。ただ私ど
もが予定した時期よりもおくれており
ますけれども、近くそういう会議を持
つつもりでございますので、御了承い
ただきたいと思ひます。

○有田委員長 次会は来たる二十二日
開会することとし、本日はこれにて散
会いたします。
午後一時十四分散会

昭和三十七年三月二十日印刷

昭和三十七年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局